

企画総務委員会

令和5年9月1日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- ・送付5-35 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情
- ・参考送付 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 地域課題解決支援事業の実施について 【資料】
- (2) 路上喫煙対策について 【資料】
- (3) 客引き行為等の防止対策について 【資料】
- (4) マルチコピー機（証明書コンビニ交付）の利用案内について 【資料】
- (5) 「LGBTQを知るハンドブック」の作成について 【資料】
- (6) 国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案の作成について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 令和6年度予算編成方針について 【資料】
- (2) 令和5年度都区財政調整 当初算定結果の概要 【資料】
- (3) (仮称)千代田区債権管理条例の制定について 【資料】
- (4) 二七通り東地区歩道拡幅工事に係る入札状況について 【資料】
- (5) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について 【資料】
- (6) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について 【資料】
- (7) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について 【資料】
- (8) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について 【資料】
- (9) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事について 【資料】

3 その他

企画総務委員会 送付5-035

行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

受付年月日 令和5年8月22日

陳情者 提出者 1名

行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

[陳情の趣旨]

千代田区を含めた近隣区での、行政が運営主体となる新規火葬場の設立を陳情いたします。

[陳情の理由]

1. 墓地、埋葬等に関する法律（以下、「法」と呼びます）第一条は、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」ことを定めており、法第十三条はこれを受けて「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。」と定めています。
2. この法第十三条は、「墓地、納骨堂及び火葬場の管理者に対し、埋火葬等の施行が円滑に行われ、死者に対する遺族等関係者の感情を損なうことを防止するとともに、公衆衛生その他公共の福祉に反する事態を招くことのないよう埋火葬等について「正当な理由」がない限り、これを拒んではならないことを定めた規定」と解されています（生活衛生法規研究会監修「新訂 逐条解説 墓地・埋葬等に関する法律 [第3版]」64頁）。
3. しかしながら、御区最寄りの火葬場では、従前、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を受け入れていませんでした。この点について、厚生労働省及び経済産業省が公表している「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」では、遺体からの感染リスクは低いことなどが記載されており（問6参照）、また、他の火葬場でも様々な工夫をして感染リスクを抑えた対策を講じて火葬を受け入れているにもかかわらず、御区最寄りの火葬場を運営する民間事業者は、何らの合理的な理由なく、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬の受入れを拒絶していました（なお、上記ガイドラインの改訂版が発出された令和5年1月になり、当該業者はようやく受入れに転じることになりました。）。このような従前の対応は上記の「正当な理由がなければこれを拒んではならない。」という法第十三条に反していることは明白であり、明らかな法令違反があったものと考えます。
4. このように違法に火葬の受け入れを拒むような民間業者は、例えば、大規模災害が起こったような場合でも、同様に火葬を受け入れない可能性が当然に想定されるところであり、このような事態は法第一条が求めている公衆衛生その他公共の福祉に反するものであり、一区民としても強い不安を感じています。今後も、民



間企業である以上、その運営方針が時々の経営状態や周辺環境等により度々変更される可能性が十分あり、当該業者の親会社が上場企業であって誰でも株主になり経営に影響を及ぼすことができることを併せて考えると、安定的な火葬場の運営は到底望めないものと考えています。

5. 御区では、戦前からの経緯により、近隣区には民営火葬場しかないため、区民の火葬については当該火葬場に依存してきたものと理解しています。しかし、火葬を安定的かつ永続的に実施することは公衆衛生その他公共の福祉に直結する問題であるため、火葬場の経営主体については、原則として地方公共団体であることが求められています。この点について、昭和43年4月5日環衛第8058号においても、「近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和二十一年九月三日付け発警第八五号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和二十三年九月十三日付け厚生省発衛第九号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されていないものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。」とされているところです。
6. この問題について、同じ東京都内で解消した前例はあります。品川区内に民営火葬場があるにも関わらず、平成11年10月に港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区では、法に則った永続的な火葬を実現するため、大田区東海一丁目に臨海斎場を設立しております。御区におかれても、法の目的・趣旨を実現するとともに、区民の公衆衛生その他公共の福祉に対する重大なリスクを回避するため、行政が運営主体となる火葬場を設立することは可能と考えております。
7. 以上の理由により、行政による新規の火葬場の設立を陳情いたします。

以上

陳情者（住所）

（氏名）

（電話）

令和5年8月22日

千代田区議会議長 秋谷好基 殿

令和5年8月22日

千代田区議会議長 秋谷好基 殿

区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情



[陳情の趣旨]

今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化するとともに、区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、同様な法整備をするよう求める意見書を都や国に提出すること。

[陳情の理由]

1. 東京都内に6つの火葬場を所有する■■■■株式会社(以下、「■■■■」といいます)は、公益的事業として火葬場を運営する必要があるにもかかわらず、営利のために一方的な値上げを繰り返し施設利用者への負担増を強いています。このことは、複数大手メディアでも取り上げられており、都内民間火葬場での火葬料金が著しく高いという世論が高まっております。(参照「別紙1」「別紙2」)また、令和5年1月に厚生労働省及び経済産業省から「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改訂版が公表されるまでの長期間、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の火葬受入れを合理性の乏しい理由により継続的に拒んでいたなど、著しく公益性に反する姿勢をとり、区民からは悲痛な声が寄せられています。なお、上記ガイドラインの改訂前においても、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の遺体からの感染リスクは低いことが公表されており、他の火葬場において



はコロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の遺体についても火葬の受入れを実施してきたところです。

2. 墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」といいます）では、火葬場の経営を行うためには特別区にあっては区長の許可を受けなければならないものとされており（法 10 条 1 項）。

当該経営許可は、本来、地方公共団体に与えられるものであり、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限って与えるものとされています。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものです（昭和 43 年 4 月 5 日環衛第 8058 号）。

そして、公益法人の場合であっても、営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう都道府県知事等（区長）から強く指導されるべきものとされており（昭和 46 年 5 月 14 日環衛第 78 号）。

東京都においては、沿革上、株式会社である■■■■■に火葬場の経営許可がなされていますが、少なくとも、公益法人と同様に、「営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう」強く指導されるべきです。むしろ、営利法人である株式会社■に例外的に許可を与えている以上、行政による厳しい監督が必要です。

3. 23 区内にある全 9 火葬場のうち 6 場を■■■■■が所有しており、23 区内の火葬場は実質的に■■■■■の独占状態となっていることから、■■■■■による火葬場経営が利益追求の手段とならないよう、より一層厳しい監督が必要とされて然るべきです。

令和 4 年 2 月 28 日、■■■■■を完全子会社としている株式会社■■■■■と、葬祭事業を営む会社を傘下に収める■■■■■株式会社の間での業務提携が発表され、令和 4 年 5 月 20 日に中期経営計画が発表されました。これによると、当該業務提携（及び共同で行う葬儀事業を目的とする合弁会社の設立）は、葬儀業に進出し、「■■■■■のお葬式」として、利便性の高い■■■■■の式場を利用して、葬儀から火葬までのオールインワンプランを提供することにより、増収増益を目的としたものです。

これは、本来公共的かつ非営利の事業として行われるべき火葬場事業を

葬儀業と組み合わせ、営利事業の道具として利用するものであり、公益性を著しく害するものです。

上記[]の事業計画（以下「本計画」といいます）によって、第一義的に、他の葬儀業者が多大な影響を受けて存立を厳しいものにされることは当然ですが、最終的には[]による火葬場の独占的な地位に基づく営業によって、利用者である区民及び都民が利用料の高騰や利用制限などの不利益を被る結果となり、公益性を害することは容易に理解できるものであります。

実際、上記中期経営計画には「火葬料金の改定のほか、営業時間の拡大等により売上高を確保」との記載もあり、火葬料金の値上げによって区民及び都民への不利益が生じることは明らかです。

さらに、[]は、既に、通常火葬料金だけでなく、他の火葬場にはみられない燃料費特別付加火葬料（以下、「燃料サーチャージ」といいます）を一方向的に導入し、火葬場利用料を著しく引き上げております。この燃料サーチャージの導入により、火葬場利用料が大幅に値上がりしたにも関わらず、[]は、「火葬料金は従前通りで価格改定はありません。」としております。しかしながら、実質的には根拠不明な計算式に基づき算定された金額が、火葬料金に上乘せされる形になっているため、事実上の火葬料金の値上げであることは明らかで、今後も営利追及の姿勢がさらに強まることは明らかです。

4. 従って、火葬業を営む[]が火葬場を利用して、営利事業として葬儀業を営むことは、公共事業としての火葬業の性質上許されるものではなく、[]を営利事業の中心とする[]及び[]の本計画は、許可権者である区によって厳しく指導されるべきです。

また、法に基づいて火葬は公衆衛生その他公共の福祉の観点から規制され、皆が等しく利用できるようにする必要があることから、火葬料金は公共料金ともいべき性格があり、民営火葬場であっても国や地方公共団体に事前に料金を届け出て認可を受けることが本来の在り方であると考えます。

以上のことから、陳情書を提出します。

以上

地域課題解決支援事業の実施について

1 事業の概要

(1)目的

スタートアップから生まれた画期的な製品を活用し、地域課題を解決する東京都の事業、「区市町村とスタートアップとの協働に対する支援事業」を活用し、区の地域課題を新たな手法によって解決することを目的とする。

(2)概要

- ・都における事業名：“Upgrade with TOKYO“の一環として実施される
「区市町村とスタートアップとの協働に対する支援事業」
- ・主管：東京都産業労働局、委託事業者：EY ストラテジーコンサルティング株式会社
- ・事業の流れ

- 1)区と都による地域課題の想定
- 2)都による地域課題の解決に質するスタートアップ候補の抽出
- 3)区と都による地域課題の絞り込みと想定されるスタートアップ候補の絞り込み
- 4)都による事業公募と書類審査
- 5)区と都によるスタートアップのピッチ(提案プレゼン)と評価、事業者確定
- 6)区と都との協定締結
- 7)都による事業者との契約
- 8)区による事業開始

(3)地域課題

『区内回遊促進のための先進技術の活用』

区内には個性ある観光目的地が存在しているが、目的地を訪れた後、近隣商店への訪問や、地域間の回遊が活発ではない状況を、新たな手法で解決することによって、区内を広域に回遊いただくきっかけを作り、区内の賑わいを創出する。

(4)予算額

820 千円(税込み)

2 これまでの検討状況

スタートアップ候補の想定と設定する課題の絞り込みを並行して実施。当初課題を『エリア内の回遊強化』と設定し、EY よりスタートアップ候補リストを提示して頂く。

1回目に 25 社。2回目はジャンルを取捨選択、追加し 11 社をピックアップ。低評価のジャンルの事業者を1社にしぼり、高評価ジャンルの事業者を追加。また、地域課題を当初、限定したエリア内での回遊性向上を地域課題と考えたが、千代田区だけではなく、他地域にも転用の利く汎用的な解決策の方が、広くスタートアップの知恵を集められる事、都の事業としての公平性も担保出来る事から現在の地域課題を設定。

参考： 1(2)の 2)、3)で検討したスタートアップのジャンルと評価と課題

ジャンル名	評価	課題
マップ活用	○	マップを基盤とした各種サービスとの組み合わせでの活用に高い可能性あり。 複数機能と組み合わせることで、商工観光だけでなく幅広いジャンルでの活用も将来的に可能と想定
デジタルスタンプ	△	単体機能としては弱い、他との組み合わせや企画内容によって高い効果を得られる
AI レコメンド	○	趣味嗜好を入力することで、各人にあった回遊を提案。有名なスポット以外への回遊のきっかけづくりを補助
謎解き・宝探し	○	主催側で回遊をコントロールできるのが強み。ARやVRなど先進技術と連携した新しい体験を提供
MaaS※1	△	ちよくると地下鉄・JRなど既存の移動手段が多く存在しているため、移動手段との連携だけでは効果が薄い
モビリティ	△	ちよくるとの差別化が難しい、安全性の課題で議論が必要(電動キックボードなど)
観光DMP※2	△	店舗や施設の空き情報を集約して可視化。来街者にとって便利な機能ではあるが回遊促進に対する訴求は不十分
人流解析	×	データ収集は可能だが収集したデータの活用を区だけで実施するのが難しい (道路計画、鉄道網の整備 など、より大きな事業への活用が一般的)
デジタルチケット	×	チケット発行の原資が必要

※1 MaaS:Mobility as a service の略、目的地に合わせた移動手段を総合的に案内するサービス。電車、バス、タクシー等の案内、予約、決済などを統合したサービス。

※2 DMP:Data Management Platform の略、データを総合的に管理・運用する基盤のこと。

3 今後の主な日程(予定)

- ・都による事業公募 9/14
- ・都による書類審査 9/29
- ・区と都によるスタートアップのピッチ(提案プレゼン)と評価、事業者確定 10/25
- ・区と都との協定締結 11月予定
- ・都による事業者との契約 11月予定
- ・区による事業開始 11月以降

事業期間は契約締結後1年間(来年度にかけて都は予算執行)

路上喫煙対策について

安全生活課では、生活環境条例(平成14年10月1日施行)に基づき、生活環境改善指導員(警察官OB)が区内を巡回し、路上喫煙者等に対して注意、指導、罰則(過料2,000円)を適用し、条例遵守の徹底を図っている。一方で、喫煙者がいる現状を踏まえ、路上喫煙を防止するとともに喫煙者と非喫煙者が共生できる社会の実現を図るため、民間ビルの空き店舗等を活用した喫煙所設置の助成を行い、喫煙スペースの確保にも取組み、更なる条例の実効性の向上に努めている。

2 過料処分件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,493件	2,732件	2,344件

※ 本年度7月末～1,714件

3 区の助成制度を活用した公衆喫煙所設置数

70か所

4 路上喫煙に関する苦情件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
543件(72.0%)	292件(62.4%)	458件(77.4%)

※ ()は安全生活課内の苦情全体に占める割合。

5 今後の取組み

- 苦情箇所への立ち寄り警戒の強化
- 喫煙所設置の増加促進
- 外国人観光客が利用する旅行会社や観光バス等に対し、路上喫煙禁止の普及啓発活動
- 喫煙所マップ(多言語版)による喫煙場所の周知

客引き行為等の防止対策について

1 現状の取組み

安全生活課では、千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(平成26年4月1日施行)に基づき、秋葉原駅、神田駅の周辺地区を客引き行為等防止重点地区に指定し、委託警備会社警備員、生活環境改善指導員(警察官OB)による客引き防止パトロールをはじめ、官民合同パトロール(「外神田パトロール」・「粋な神田パトロール」・「秋葉原イースト」)のほか、メイドカフェ事業者等に対する法令研修会やデジタルサイネージ等による啓発活動に取り組んでいる。

2 パトロール内容

○ 委託警備会社

中央通り	秋葉原駅昭和通口	神田駅	水道橋駅
週5日程度 17時～22時(平日) 12時～22時(休日)	週3日程度 17時～22時	週3日程度 17時～22時	週3日程度 17時～22時

○ 生活環境改善指導員24名

秋葉原駅・神田駅周辺地区を、4名が2組に分かれ、毎日12時30分から19時30分まで、パトロールし、客引き行為を抵触する行為を現認すれば、その場で注意する防止活動に取り組む。

3 客引き行為に関する苦情件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
47件(6.2%)	32件(6.8%)	40件(6.8%)

※ ()は安全生活課内の苦情全体に占める割合

4 警察と連携した検挙事例

委託警備会社の情報提供により、管轄警察署が、本年5月10日、神田駅前風俗案内所経営者ら客引き従業員5名逮捕し、同年6月29日も、神田駅前の客引き行為でキャバクラ店経営者ら7名逮捕し、本年度中、2件12名を逮捕した。

5 今後の取組み

- コンセプトショップ協会と連携したメイドカフェ、コンセプトカフェ事業者に対する法令研修会の充実化
- 警察と連携した悪質な客引き行為を行う店舗等の取締り強化

マルチコピー機（証明書コンビニ交付）の利用案内について

1. 証明書コンビニ交付サービス

証明書コンビニ交付サービスとは、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカード（個人番号カード）を使用して、暗証番号を入力することにより、区役所や出張所に直接出向くことなく、全国のコンビニで各種証明書を取得することができるサービスで、区は、令和5年4月1日から、証明書コンビニ交付サービスで取得できる各種証明書の手数料を一律100円引きとしている。

2. 利用案内方法

(1) マルチコピー機の設置・操作支援

令和5年7月からコンビニ交付サービスが利用可能なマルチコピー機を区役所（本庁舎2階）、麴町出張所、万世橋出張所の3か所に設置している。

操作に不慣れな方に対しては、職員やフロアマネージャーが操作説明を行い、証明書の取得支援を行っている。

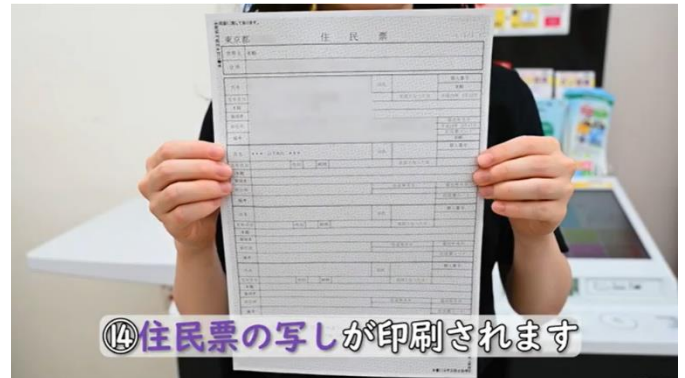
(2) マルチコピー機の操作説明動画の作成

証明書コンビニ交付サービスの利用方法を分かりやすく説明する約3分間の動画を作成・公開している。

動画は、千代田区公式のSNS（X（旧 Twitter）、Facebook、公式 LINE など）や千代田区ホームページでの発信、総合窓口課や出張所窓口での放映などを実施している。

【動画イメージ】





3. 証明書発行枚数の推移

取得可能な証明書（住民票、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し）の窓口交付とコンビニ交付の枚数の推移

(枚)

	令和 5年度 (7月まで)	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度
窓口交付	36,085	112,017	109,386	117,113	130,673	139,800
コンビニ交付	14,216	28,948	19,923	12,782	7,220	764

【参考1】

令和5年7月におけるコンビニ交付枚数

() は、コンビニ交付枚数のうち、区役所、麴町出張所、万世橋出張所に設置したマルチコピー機からの発行枚数

(枚)

令和5年7月	令和4年7月
3,935 (344)	2,199

【参考2】

マイナンバーカード保有率

令和5年度 (6月末)	令和4年度	令和3年度
45,037 人	41,366 人	31,617 人
65.8%	60.6%	47.0%

「LGBTQ を知るハンドブック」の作成について

1 目的

区では「第 6 次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」に基づき、性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざし、LGBTQ 施策の推進に取り組んでいる。

LGBTQ について地域社会における理解増進のため、LGBTQ に関する基礎知識や、当事者が直面する困難、相談窓口などについてまとめた「LGBTQ を知るハンドブック」を作成した。

2 名称及び冊子

LGBTQ を知るハンドブック …… 別添のとおり

3 ハンドブックの主な内容

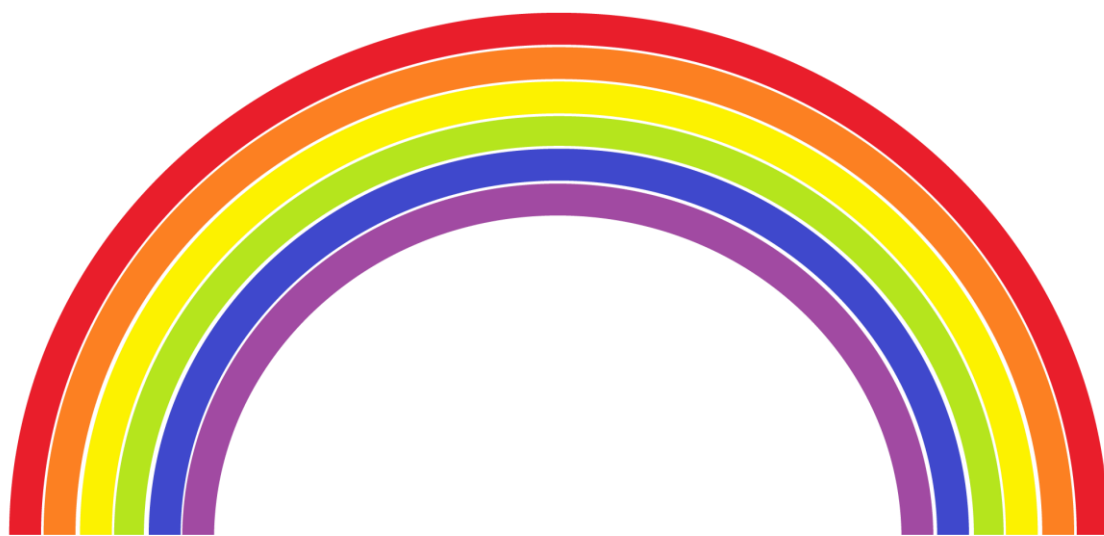
LGBTQ に関する基礎知識、相談窓口等について掲載

- (1) 性のあり方とは？
- (2) 知っておきたい基礎知識
- (3) LGBTQ 当事者が社会で直面する困難
- (4) 相談窓口の案内 等

4 周知方法

冊子の配布、区ホームページ、職員向け全庁 LAN パブリックフォルダ、区 SNS での発信等

LGBTQを知る ハンドブック



令和5（2023）年8月
千代田区

目次

こころの性も、好きになる性も、人それぞれです。……………	2
性のあり方とは？……………	3
知っておきたい基礎知識……………	5
LGBTQ当事者が社会で直面する困難……………	10
東京都パートナーシップ宣誓制度……………	12
相談窓口……………	13
性の多様性に関する本……………	14
参考文献……………	16

こころの性も、好きになる性も、人それぞれです。

性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。

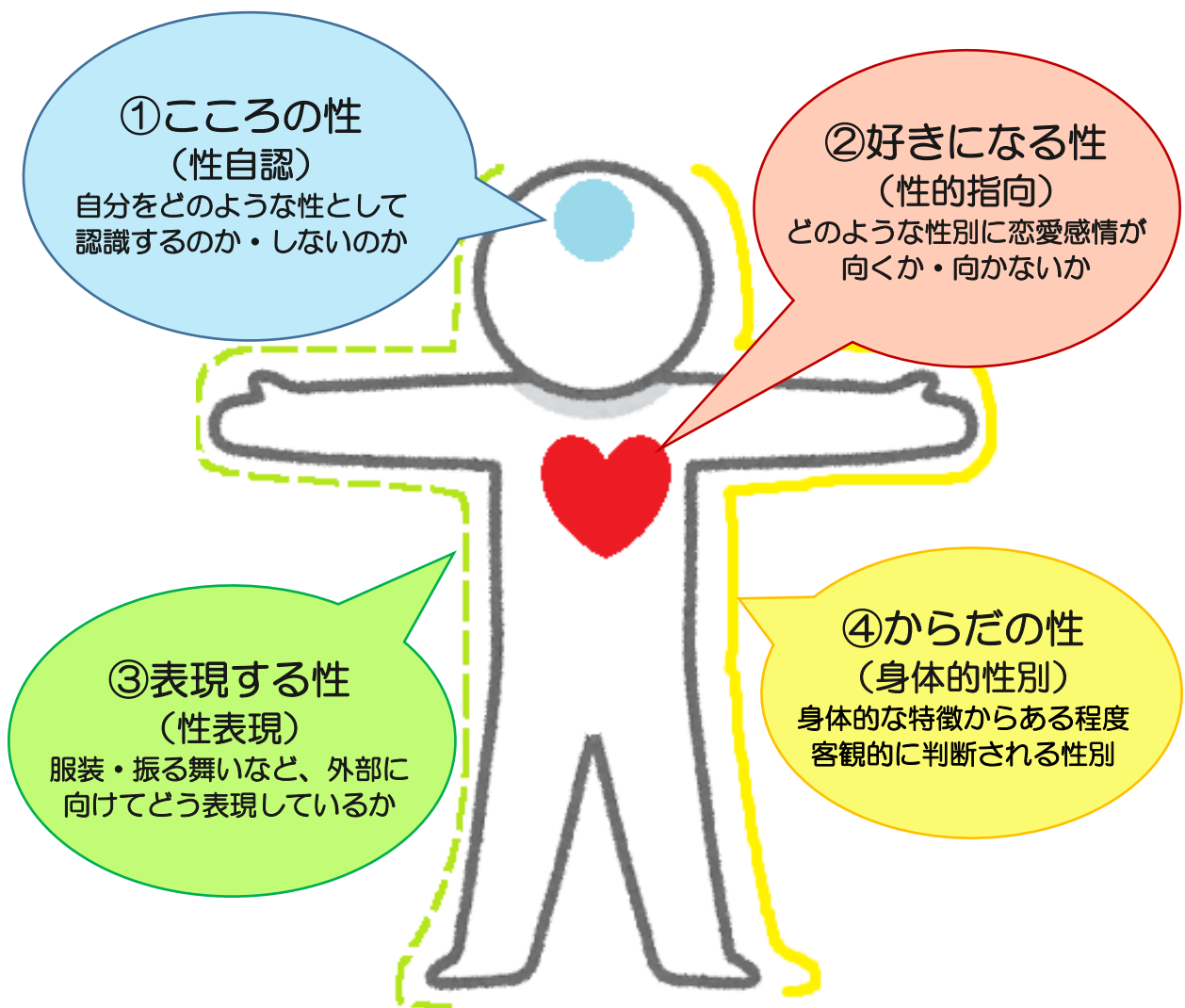
日本でのLGBTQ当事者は、さまざまな調査によると、人口の約3～10%（33人～10人にひとりの割合）だと言われています。

しかし、様々な事情から周囲の人に伝えていない・伝えられない人も多く、周りにいても知らなかったり、気づいていなかったりします。

誰もが安心して自分らしく過ごすため、どんな場でも当事者がいることを想像しながら、人それぞれの性自認や性的指向を尊重することが大切です。

性のあり方とは？

「性のあり方（セクシュアリティ）」は
主に5つの要素から成り立っています。



⑤戸籍の性（法的性別）

戸籍または住民票に記載されている性別。現在では一定の要件を満たせば変更できます。

◆下の4項目のライン、それぞれどの位置に○をつけるか、考えてみてください。

①こころの性（性自認）
女 ←————→ 男

②好きになる性（性的指向）
女 ←————→ 男

③表現する性（性表現）
女 ←————→ 男

④からだの性（身体的性別）
女 ←————→ 男

人によって○をつける位置には差があります。その個々の差が「性の多様性」であり、本来誰もが「多様な性」を生きています。

大切なことは、性のあり方の多様性を知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することです。

知っておきたい基礎知識

LGBTQとは

レスビアン ゲイ バイセクシュアル トランスジェンダー クエスチョニング クィア
「Lesbian」「Gay」「Bisexual」「Transgender」「Questioning/Queer」の
頭文字をとってつくられた言葉で、性的少数者の総称としても使われています。



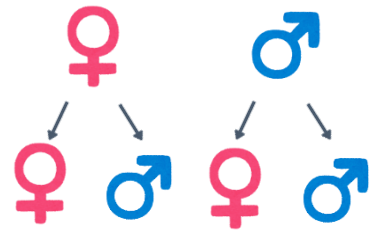
Lesbian (レスビアン)
女性として、女性を
恋愛・性愛の対象とする人



Gay (ゲイ)
男性として、男性を
恋愛・性愛の対象とする人



Bisexual (バイセクシュアル)
恋愛・性愛の対象を、
男性・女性両方とする人



Transgender (トランスジェンダー)
出生時に割り当てられた性別と
自身の認識する性が異なる人



Questioning (クエスチョニング)
性的指向や性自認が定まっていない、
あるいは意図的に決めていない人



Queer (クィア)
性のあり方がどの属性にも属しない、
または包括的なものとする人



LGBTQは「病気」や「障害」ではありません。WHO（世界保健機関）や日本精神神経学会は、同性愛を治療対象から除外しています。

性同一性障害*についても、WHOの「国際疾病分類」改訂版（ICD-11）において「精神障害」の分類から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「Gender Incongruence（性別不合）」に変更されることになりました。これにより、出生時に割り当てられた性別への違和が「病気」や「障害」ではないと宣言されました。

*なお日本では、「からだの性」と「こころの性」に不一致を感じ、社会生活を送ることに大きな苦痛や困難が生じている状態つけられる医学的診断名として、「性同一性障害」の名称が使われています。

【性のあり方を表す用語等】

LGBTQ以外にも様々な性のあり方を表す言葉があります。

用語	意味
SOGI (ソジ・ソギ)	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。LGBTQ当事者だけでなく、「どの性別を好きになるのか／ならないのか」「自分自身をどういう性と認識しているのか／いないのか」という、すべての人が持つ性的属性を指す。
ヘテロセクシュアル	異性愛者（女性として男性を恋愛・性愛の対象とする人，男性として女性を恋愛・性愛の対象とする人） 「ヘテロ」と略して、使用されることがある。
パンセクシュアル	性的関心・恋愛感情が性別を問わず向く人
アセクシュアル／アロマンティック	性的関心・恋愛感情が誰にも向かない人
エックスジェンダー／ノンバイナリー	自分の性を、女性・男性いずれか一方の枠にあてはめづらい人
シスジェンダー	からだの性が自認する性と同じ人
トランス男性	からだの性が女性で、こころの性が男性の人 エフディーエム F t M（Female to Male）とも言う。
トランス女性	からだの性が男性で、こころの性が女性の人 エムディーエフ M t F（Male to Female）とも言う。

当事者が精神的苦痛を感じる言葉や差別的言動

「性」に関する言葉の中には、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきた言葉もあります。また、現状に合わない言葉もあるため、当事者や当事者を親族に持つ人に精神的苦痛を与えることがあります。

【当事者が精神的苦痛を感じる言葉の例】

レズ	レズビアン <small>レズビアン</small> の短縮形だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたため避けるべき言葉。 正しくはレズビアン、ビアン
ホモ	ゲイを指すことが多い言葉（「同性愛」を指す「ホモセクシュアル」の短縮形）だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたため避けるべき言葉。 正しくはゲイ
性転換（手術）	実態に合わないため、使わない方がよい。 「性別移行」や「性別適合手術」が望ましい。
オカマ	いわゆる「女っぽい男」等を指す言葉だが、侮蔑的なニュアンスが強い。 正しくはトランスジェンダー
オナベ	いわゆる「男っぽい女」等を指す言葉だが、オカマ同様に侮蔑的なニュアンスを含む。 正しくはトランスジェンダー
おとこおんな	いわゆる「男っぽい女」等を指す言葉だが、オカマやオナベと同様に侮蔑的なニュアンスを含む。 正しくはトランスジェンダー
オネエ	女性的に振る舞う男性で、ゲイに限らない。当事者によって使われることもある一方、侮蔑的な文脈で用いられることもある言葉なので、注意が必要。
ノーマル・アブノーマル	異性愛者をノーマルと呼ぶのも、同性愛をアブノーマルと示唆するため不適切。

※ただし、当事者の中には、上記の各用語をあえて使う人もいます。また、時代や社会、文化によって使い方は変わることもあります。

◆隠れた差別用語

隠れた差別用語は、言葉そのものというよりも、「人は外見と心の性別が一致しているものだ」「恋愛は異性とするものだ」「男はこうあるべきだ」「女はこうあるべきだ」などの価値観を前提として投げかけられる言葉をさします。

例えば、女友達に対して、「彼氏いるの？」と聞くことは会話の中で言われることがありますが、相手がレズビアンであったらどう思うでしょうか。カミングアウトしている人ばかりではないことを配慮し、「パートナーはいるの？」といった言い方に変えることで、戸惑わずに済むでしょう。

【差別的言動の具体例】

- ・「〇〇の〇〇さんは絶対ホモ」と噂する。
- ・「そういう普通じゃない人に仕事は任せられないな。」と上司が発言する。
- ・「あの人、レズ／ホモなんじゃない？」と笑いのネタにする。

上記のような性的指向（Sexual Orientation）や性自認（Gender Identity）に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力を「**SOGIハラスメント**」と言います。

令和2（2020）年6月1日に、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、性的指向や性自認に関する企業の対応が義務となりました。同法ではSOGIハラスメントやアウティングを含めたパワハラ対策が義務付けられています。



厚生労働省HP【職場におけるハラスメントの防止のために】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

■カミングアウトとは？

自分の性のあり方を打ち明けることを「カミングアウト」と言います。カミングアウトに伴うメリット・デメリットを比較し、カミングアウトしないという決断をする人もいます。人間にはそれぞれの多様な生き方があるという当たり前のことを踏まえ、当事者の自己決定と情報のコントロールが第一に尊重されることが何より大切です。

■アウティング（秘密の暴露）はしてはいけません！

当事者本人の了承を得ずに、第三者にその人の性的指向や性自認等の秘密を暴露することをアウティングといます。セクシュアリティは大切な個人情報であり、アウティング行為もまたSOGIハラメントに当たります。たとえ善意であったとしても、本人の同意なく第三者に伝えることは絶対にやめましょう。

■アライ（Ally）になりませんか？

アライとは「LGBTQを理解・支援する意思を表明している人」のことです。性の多様性を映画や本、講演会等を通して知ったり、身の回りの環境について振り返ったり、当事者に対して直接的・間接的に差別的な行動や言動を取らないよう意識したり、さりげなくサポートの気持ちを表す6色のレインボーグッズを身につけたり、小さなことからはじめてみませんか？



LGBTQ当事者が社会で直面する困難

※「一般社団法人 性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」による「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難の リスト（第3版）」より

学校

- ◆小学校の教室内で、ホモやオカマという言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。
- ◆性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われたりして、何も言い返すことができなかった。
- ◆他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使いづらかった。



家

- ◆親から「一時の気の迷いだから精神科へ行け」「同性愛は治療できる」といわれ、病院に強制的に入院させられた。
- ◆カミングアウトをしたところ、家族の中で自分の存在を無視された。
- ◆家族の中で「異性愛以外は認めない」「不自然」「気持ち悪い」「うちの家族にはいない」などの差別的発言が繰り返されたため、メンタルヘルスを悪化させてしまった。



就職・ 仕事場

- ◆トランスジェンダーであることを伝えたら内定を取り消された。
- ◆子どもの性的指向や性自認のあり方が職場に広まり、「育て方が悪い」「親の人間性を疑う」「親も当事者では」などあらぬ噂が広がり、ハラスメントとして申し立てたが取り扱ってもらえなかった。
- ◆取引先との商談や飲み会の席で、信頼して打ち明けていた上司に「こいつゲイなんですよ」とアウティングされた。



医療

- ◆ 婦人科など性別に特化した病院を利用しようと思ったが、戸籍の性別が異なるため、受診がためられた。
- ◆ 救急車を呼んだ時に性同一性障害であること理由に「どう対応したらいいかわからない」と言われ、搬送されるまでに時間がかかってしまった。
- ◆ 認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。



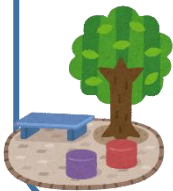
不動産

- ◆ パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか入居できなかった。
- ◆ 住居を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に、大家から断られた。



地域

- ◆ 子どもが性自認や性的指向の困難を周囲に嘲笑され、本人だけでなく家族全体が居住している地域から孤立してしまった。
- ◆ 避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配付されたため、性自認にもとづく肌着や衣服などを入手することができなかった。



東京都パートナーシップ宣誓制度

東京都では、令和4（2022）年11月1日から、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、人生のパートナーとして歩むLGBT等の二人の生活上の困りごとを軽減するなど、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されました。この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出があったことを東京都知事が証明（受理証明書を交付）するものです。受理証明書には、ご本人が希望すれば特記事項として、通称名や子の名前も記載されます。

民間企業においても、受理証明書等により保険金の受取人に同性パートナーを指定することや、携帯電話のファミリー割引の適用が可能になるなど、多様な性への配慮の観点からパートナーシップ関係にある二人にも、カップル等を対象としたサービスの提供が広がっています。

パートナーシップ宣誓制度は、法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、本区においても、「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」に基づき、性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざすLGBTQ施策の一つとして、区のサービス事業等（区営住宅・区民住宅の入居申し込み、保健福祉オンブズパーソンへの申立て等）にも都制度の受理証明書等を利用できるように取り組んでいます。

詳細等につきましては、下記HPをご参考ください。

- 千代田区ホームページ「LGBTQの方への支援」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/lgbtq.html>



- 東京都ホームページ「東京都パートナーシップ宣誓制度」

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>



相談窓口

当事者本人だけではなく、ご友人やご家族、会社の上司や同僚、カミングアウトや当事者本人から相談を受けた人など、周りの方からのご相談もお受けします。

一人で抱え込まずに、相談窓口にご連絡ください。



	窓 口	相談先・電話番号	対応日時
千代田区	LGBTQ相談	男女共同参画センター ^{ミ ュ ウ} M I W 03-5211-4316（予約制）	毎月第2・4木曜日 午後4時30分～7時30分
東京都	～Tokyo LGBT 相談～ 東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談	050-3647-1448 LINE公式アカウント LGBT相談@東京	電話相談：毎週火・金曜日 午後6時～10時 LINE相談：毎週月・水・木曜日 午後5時～10時（受付は午後9時30分まで）
国	みんなの人権110番	0570-003-110	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
その他	よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター http://279338.jp#tel 0120-279-338	24時間対応
	セクシュアル・マイノリティ電話法律相談	東京弁護士会 https://www.toben.or.jp/ 03-3581-5515	毎月第2・4木曜日 （祝日の場合は翌金曜日）午後5時～7時



性の多様性に関する本

千代田区男女共同参画センターMIW（区役所10階）では、LGBTQへの理解を深めるための図書を読んだり、借りたりすることができます。その一部を紹介します。



さまざまなセクシュアリティを、インタビューを通して紹介。性と自分らしさについて考える

いろいろな性、いろいろな生きかた（1）

いろいろな性ってなんだろう？（渡辺 大輔監修／ポプラ社／2016年）

女の子らしく、男の子らしくっていうけど、でも、その「らしく」ってどんなこと？

ピンクがすきってきめないで

（ナタリー・オンス文、イリヤ・グリーン絵／講談社／2010年）

LGBTQ当事者の女子サッカー選手が伝える「自分を大切にするため」の話

女子サッカー選手です。そして、彼女がいます

（下山田 志帆著／偕成社（みんなの研究）／2022年）



「自分は普通と違う」と思い込んで悩んでいる子どもたちに『そのままでもいいよ』

『ちがうことは すてきなことだよ』というメッセージが込められた絵本

りつとにじのたね 第2版

（ながみつ まき文、いのうえ ゆうこ絵／リーブル出版／2018年）

夏休み明け、いきなりスカートで登校を始めた笹森くんと、彼をめぐる4人の物語

笹森くんのスカート

（神戸 遙真著、みずす画／講談社／2022年）

米国と日本で出会った性的マイノリティたちのリアルな声を紹介

ALLYになりたい

（小島あゆみ著／かもがわ出版／2021年）





千代田区男女共同参画センター^{ミユウ}MIWとは

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて、参画ができる社会の実現をめざす活動拠点施設です。

平成10（1998）年に開設して以降、男女共同参画への意識啓発のための講座や相談、男女共同参画社会づくりに関する幅広い情報の提供など様々な活動に取り組んでいます。

MIWでは、LGBTQに関する相談や講座、関連図書の貸出等を行っております。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

所在地 : 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所10階

開館時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土曜日 午前9時～午後5時

休館日 : 日曜日、祝日、年末年始

連絡先 : 電話 03-5211-8845 F A X 03-5211-8846

相談予約受付 03-5211-4316



MIWマスコットキャラクター
みゆうじろう

参考文献

- 「性自認及び性的指向の困難解決に向けたガイドライン（第2版）」
発行：一般社団法人社会的包摂サポートセンター
発行年：平成31（2019）年3月31日
監修：性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための
全国連合会
- 「性的指向及び性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難リスト（第3版）」
- 「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」
- 「LGBTQ報道ガイドライン 多様な性のあり方の視点から 第2版」
発行：性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための
全国連合会
- 「企業向け人権啓発紙 HOW Vol2」
発行：葛飾区 発行年：令和4（2022）年11月
- 「あなたの身近にも。LGBTを知る本」
発行：足立区 発行年：令和4（2022）年4月
- 「多様な性について知るBOOK」
発行：東京都 発行年：令和2（2020）年3月
- 「多様性を尊重し合い、より豊かな社会へ にじいろBOOKしずおか」
発行：静岡市 発行年：令和2（2020）年3月

L G B T Qを知る ハンドブック

千代田区 地域振興部 国際平和・男女平等 인권課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

(電話) 03-5211-4166 (FAX) 03-3264-1466

(E-mail) kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp

発行日：令和5(2023)年8月

国指定史跡常盤橋門跡 保存活用計画 —概要—

1 計画策定の目的

本計画は、国指定史跡常盤橋門跡（以下、「常盤橋門跡」という）の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承することを目的として、千代田区が策定する行政計画である。計画内容としては、史跡の本質的価値を再検討し、それに基づく保存活用や整備の基本方針をまとめるものとする。

2 計画対象範囲と期間

■計画対象範囲

史跡指定地を中心として、史跡の保存活用に影響を及ぼす近隣地区を含む図1の範囲を計画対象範囲とした。

■計画期間

令和6年（2024）4月1日

～ 令和15年（2033）3月31日

期間満了後は改訂

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第129条の2に基づく国指定史跡の保存活用計画である。また、千代田区の行政計画である①千代田区第4次基本構想2023、②千代田区文化芸術プラン（第四次）をそれぞれ上位計画とする。

4 検討・協議の経過

学識経験者5名、行政委員（3名：文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長）、文化庁、東京都、中央区をオブザーバーとする策定委員会を組織し、現在（令和5年7月）までに計9回委員会を開催して検討・協議を行った。

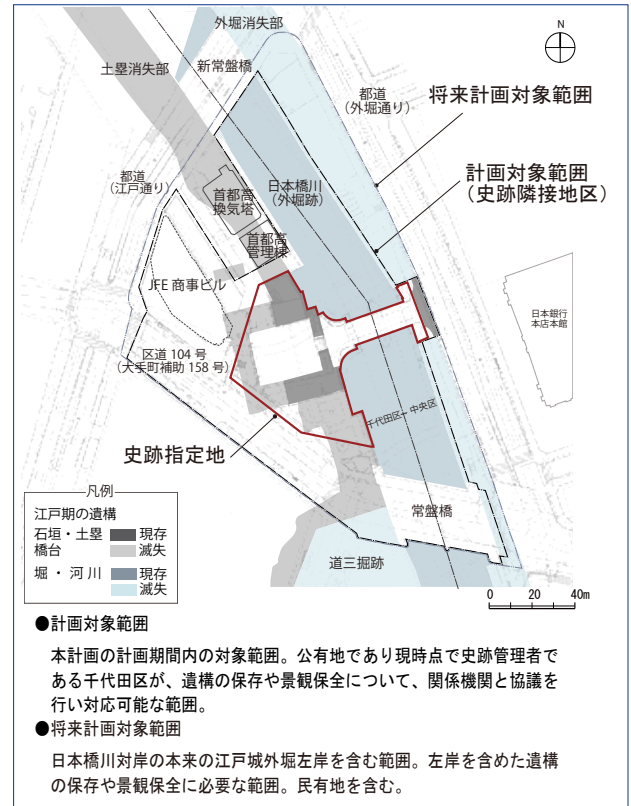


図1 計画対象範囲

■委員名簿（学識経験者）

委員長 谷川 章雄

早稲田大学人間科学学術院教授（考古学（近世））

副委員長 吉田 ゆり子

東京外国語大学総合国際学研究院教授（歴史学（近世））

委員 伊東 孝

元日本大学理工学部社会交通工学科教授（土木史、景観工学）

委員 小野 良平

立教大学観光学部観光学科教授（景観保全、風景計画）

委員 中井 祐

東京大学大学院工学研究科社会基盤学専攻教授

（景観論、公共空間と公共施設のデザインとまちづくり、近代土木デザイン史）

■行政委員

文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長

■オブザーバー

文化庁文化財第二課（史跡部門）

東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当

5 史跡常盤橋門跡の概要

常盤橋門は江戸城外堀の門の中でも奥州道中につながる江戸五口の一つで、浅草口、追手（大手）口とも呼ばれた。江戸城正門へとつづく大手筋に位置することから外郭正門に位置付けられる重要な門であった。

明治以後門の建物は破却され、門前の江戸城外堀に架かっていた木橋は、明治10年（1877）に石橋に架け換えられた。その後、枳形石垣も道路建設等により一部取り壊されたが、大正～昭和初期にかけて武蔵野会を中心とする「史蹟保存運動」によって常盤橋門跡の存知が呼びかけられ、昭和3年（1928）に国の史跡に指定された。指定理由としては、外郭枳形石垣の中で最も保存状況が良好であること、明治10年架橋の洋式石橋である常磐橋ともに保存されていることが挙げられている。

その後、昭和8年（1933）に常盤橋公園が開園し、江戸の歴史を感じさせる都心の公園として人々に親しまれた。昭和39年（1964）東京オリンピックにあわせて、旧江戸城外堀であった日本橋川に沿って首都高速道路4号線が高架で建設され、常磐橋（石橋）上に首都高速道路が走ることとなった。

平成23年（2011）の東日本大震災では、枳形石垣や常磐橋（石橋）が被害を受けた。翌平成24年2月から枳形石垣と石橋の修理事業が開始され、令和2年（2020）9月に工事が完了し、現在に至っている。

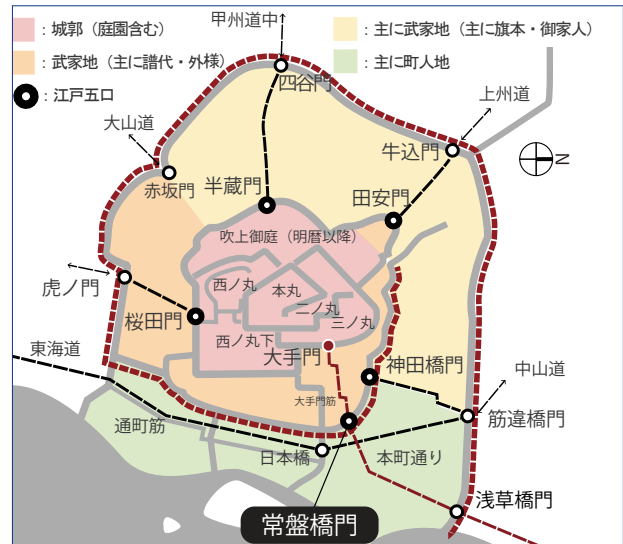


図2 江戸城の構成 寛永年間頃（1630年代頃）



図3 常盤橋門古写真（幕末期）

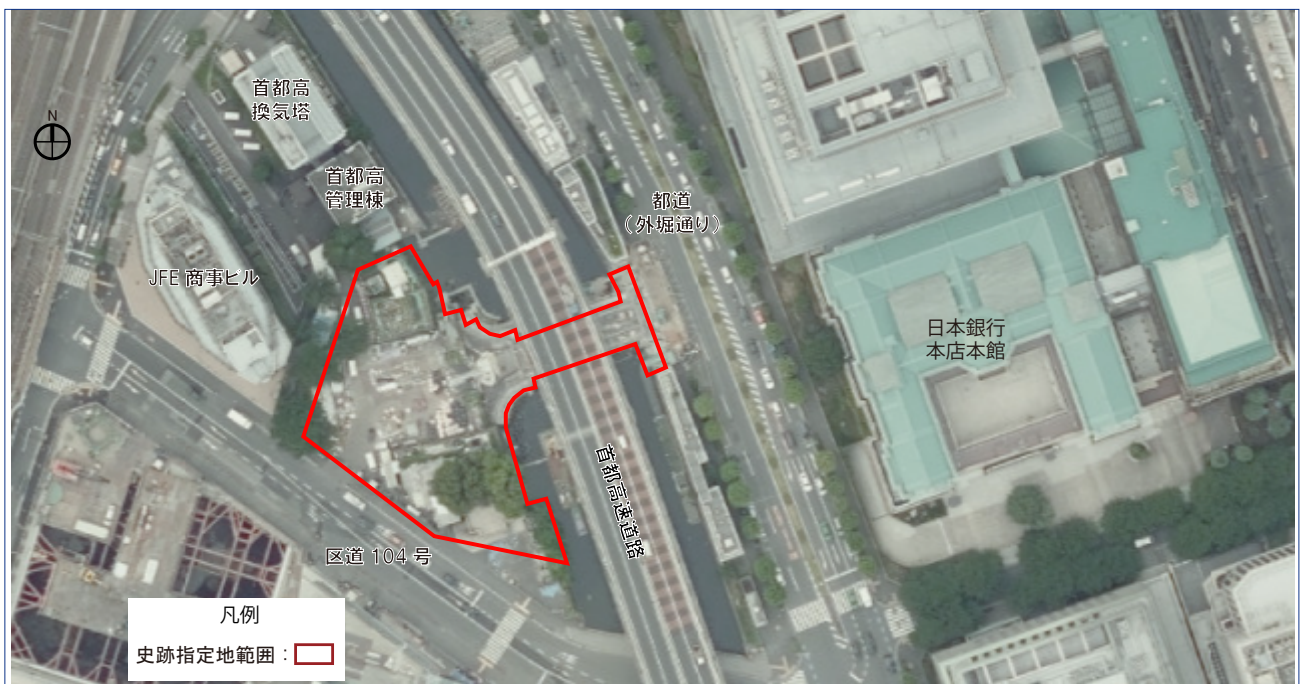


図4 史跡周辺の状況

6 史跡の価値

本計画では常盤橋門跡の価値を以下のように整理する。

(1) 本質的価値

史跡の指定要件となった価値。史跡としての評価や理解の中心となるもの。

①江戸城大手門筋の外郭正門としての価値

【構成要素】 枅形門石垣、雁木石垣、土手、外堀跡など

②明治10年架橋の常磐橋としての価値

【構成要素】 常磐橋、常磐橋構造補強部分など

(2) 本質的価値に準ずる価値

史跡の指定要件ではないが、史跡の歩みを理解するうえでは欠かすことのできないもの。

①市民運動による保存と公園整備

【構成要素】 東京市常盤橋公園入口門柱、史跡銘柱など

②関東大震災からの復興の中で付加された価値

【構成要素】 震災復興橋梁常盤橋及びその橋詰遺構など

(3) 特質

①江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡

…多くが破却された江戸城外郭諸門の中で最も良好な状態で残された。常盤橋門跡の開発と保存の重層性。

②都市・東京の移り変りを体感できる空間の要

…「本町通り」と「大手門筋」の境となる場所で水陸の交通が所在し、都市デザインのモデルチェンジを体感することができる文化財などが高密度で分布している。

■指定告示

【告示番号】 内務省告示第70号

【指定年月日】 昭和三年三月二十四日

【名称】 常盤橋門址

【説明】 江戸城大手門筋ノ外郭正門ナリ、門ハ維新後取壊サレテ石垣ノミ現存セルモ旧規見ルベキモノアリ
外郭ニ架セル常盤橋ハ明治十年洋式石橋ニ改造セラレシモノナリ

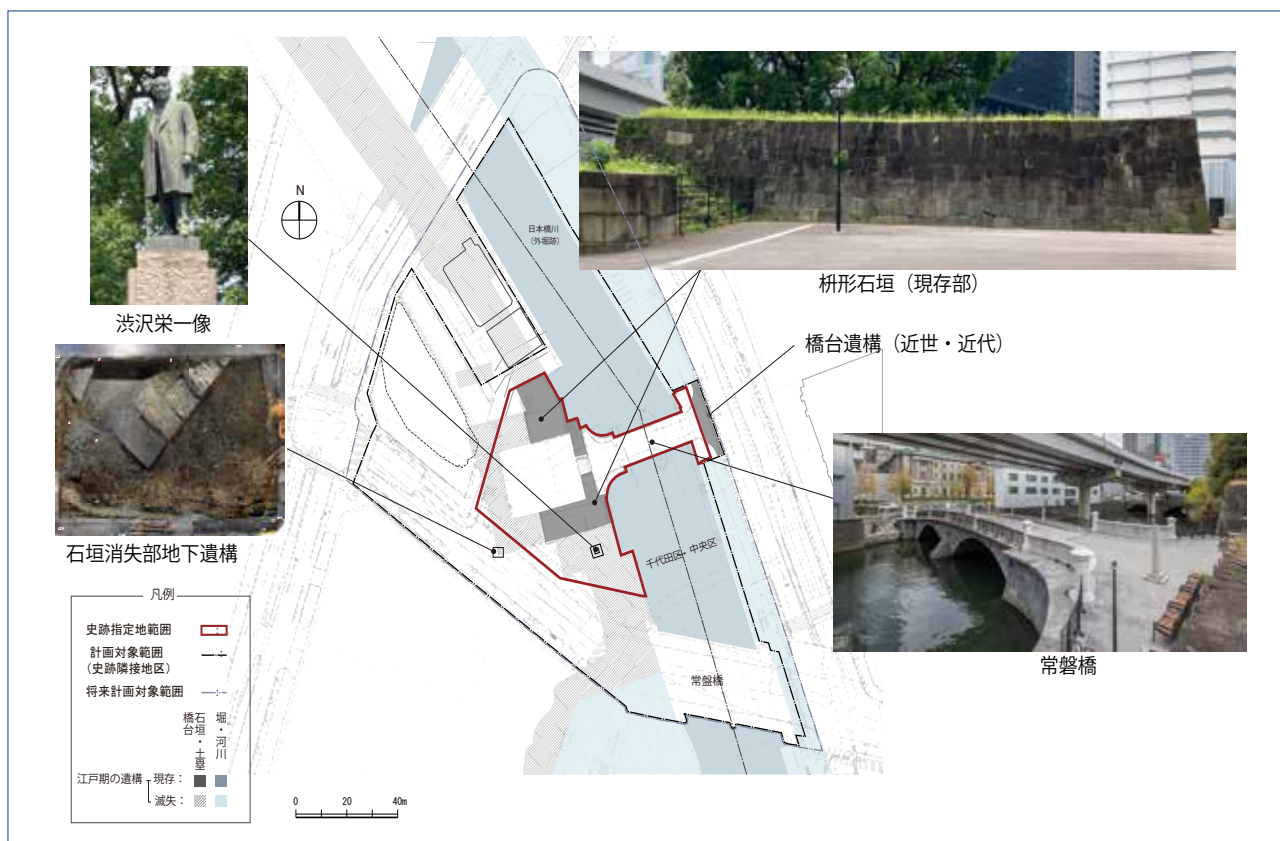


図5 史跡の価値を構成する要素位置図 (主なもののみ)

7 保存活用の理念と方向性

守り活かす江戸城外郭正門 —江戸から東京への歩みを象徴する史跡—

(1) 保存活用の理念

千代田区は、史跡の価値を将来にわたって保存するとともに、整備を通して顕在化させ、都市の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点となることを目指し、地域にとってかけがえのない文化財として未来に継承していくために、保存活用の目標を以下のように掲げる。

■史跡を守り伝える

枅形石垣の遺構と常盤橋を保存していくことはもちろん、調査・研究を継続してその価値を高めていく。また、史跡内外の景観や環境をより史跡に相応しいものにするに努め、江戸城外郭門を実感できる歴史的風致の向上を図る。

■史跡を活かし伝える

江戸・東京の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点としての環境を調える。また、都心の利便性と文化財・文化資源の集積する立地特性を活かし、多くの人々が楽しみながら歴史文化に触れ学べるような機会を提供する。

(2) 保存活用等の方向性

1) 調査研究

- ①継続的な調査研究によって、常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明に努める。
- ②発掘調査、史資料に基づく文献調査を継続するとともに、建築学や都市工学などの多分野からの調査研究を進め、江戸・東京のまちの中における常盤橋門跡の位置づけや、歴史の重層性、空間的な特質がどのように形成されていったのかを分析する。
- ③常盤橋門跡を対象とした調査研究を推進・支援し、史跡の本質的価値をより多角的に分析する。

2) 保存管理

- ①定期的な観察・観測または維持管理の措置によって現存する遺構を将来にわたって保存できるように努める。
- ②過去の度重なる開発の中で保存されてきた史跡の歩みを踏まえ、周辺開発との調和を図りながら保存環境を整備する。

3) 活用

- ①学校教育、公園行政、観光事業などと連携しながら、常盤橋門跡の価値や魅力の継続的な発信に努める。
- ②都市を理解するために欠かせない文化資源が高密度に分布する地域の利点を活かしながら、ウォークラブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実を図る。

4) 整備

- ①現存する遺構を核としながら、本質的価値を構成する近世の常盤橋門と近代の常盤橋を再現することを目指す。
- ②江戸城外郭正門としての機能に由来する門・橋・川からなる空間的な魅力を活かしながら、現代の街並みのルーツとなった江戸の都市構造を実感できるガイダンス設備の設置を検討する。

5) 体制

- ①千代田区が、史跡の管理者として継続的な調査研究・保存管理・活用・整備の担い手となり、必要な予算・人員配置等に努める。
- ②江戸城の巨大な構造の中で最も都心からアクセスしやすい史跡の空間として、地域住民をはじめとし多くの人々、企業・団体、研究者、旅行者・観光客が親しんで関わることのできる体制の構築に努める。

8 調査研究

(1) 調査研究の基本方針

常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明及び保存管理、活用、整備においては、継続的な調査研究の実施が必要である。

常盤橋門跡は江戸城大手門筋の外郭正門として固有の価値を有することから、江戸城跡や江戸城外堀跡または江戸・東京のまちづくりに関する調査研究に幅広く視野を持ちながら進めなければならない。このため、歴史学・考古学・建築学・土木工学・景観デザイン等をはじめとした多分野の学術研究にまたがる。

こうした常盤橋門跡にかかる調査研究については、千代田区文化財所管課が実施するとともに、他の研究者や研究機関による調査研究活動に対しても連携や資料提供などの協力を行う。

(2) 調査研究の方法

■史資料の収集・把握

常盤橋門跡に関する史資料は、近世の文献や江戸図・絵図面等から、近代以降の公文書・設計図面・写真等まで多岐に及ぶ。千代田区は、これらの資料を所蔵している研究機関等と連絡し、収集・把握に努める必要がある。

■地上に見える遺構の調査

平成23年からの枡形石垣修理工事範囲外の石垣や、護岸部分等については所見がまとまっていない。また保存状態を把握するための測量・石垣カルテの作成も行う必要がある。

■地下遺構の確認

史跡指定地内外の未発掘の部分について、発掘調査を実施し地下遺構の存否と状態を確認する必要がある。

■史跡を取り巻く景観とまちの理解

常盤橋門跡の景観形成過程や周辺土地利用の中での位置づけの変化について、周辺の町の様子を伝える史資料を参照しながら、理解を深化させる必要がある。

■調査研究活動の支援

大学や研究機関等と連携し、常盤橋門跡に関する調査に対して資料提供などの協力を行うことが必要である。



図6 慶長江戸図 慶長7年(1602) 東京都立中央図書館



図7 萬世御江戸繪圖 文久2年(1862) 国立国会図書館



図8 常盤橋古写真 (明治初期)



図9 常盤橋基礎構造 (左: 巻出石中: 捨土台 右: 地形杭)



図10 枡形石垣消失部 (南西隅) 根石の出土状況

9 保存管理

常盤橋門跡の価値を将来にわたって保存するために、史跡の指定要件となった近世の常盤橋門跡の遺構（枅形石垣および地下に埋蔵されている遺構）と、明治時代の石橋（常盤橋）を適切に保存管理する。また、史跡指定に至る経緯やその後の史跡の歴史にとって重要な近代の文化遺産（渋沢栄一像など）についても保存管理を行う。

図のような保存管理地区区分を設定し、史跡指定地内での開発行為等に伴う現状変更については、本計画の本書 126P ~ 130P に示す基準に基づいて、許可の可否を審査する。史跡隣接地区内の環境や景観に影響を及ぼす内容については、開発事業者等と十分に協議調整を行いながら、史跡を取り巻く歴史的な風致と景観の形成に取り組む。

史跡指定地外に広がる枅形石垣や常盤橋の遺構については、史跡と一帯的な保存が図れるよう、関係機関との協議を進め、条件が整ったところから史跡の追加指定を行えるよう努める。

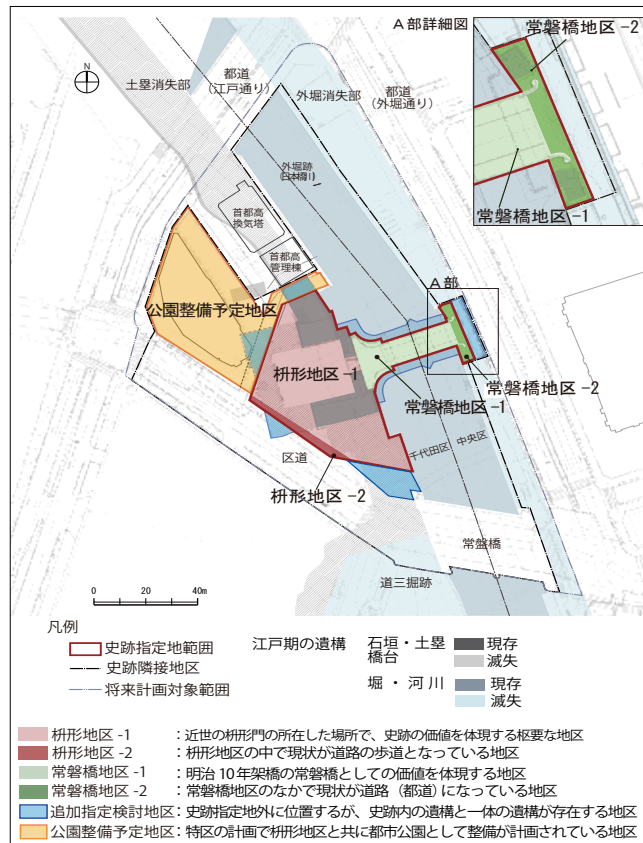


図 11 保存管理地区区分

表 2 常盤橋門跡の現状変更の取り扱い基準（一部）

対象	現状変更の取り扱い基準
道路の修繕、改修	文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼす場合を除いて原則認めるものとする。 安全対策上必要なガードレール等の新規の工作物の設置にあたっては、遺構の保存や景観への影響等を最小限留めるために、事前に区教育委員会と協議を行い、必要な場合は設計変更などを行う。
公園施設・便益施設の設置・改修など	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。なお、史跡指定地内における建築物の便益施設（便所、ガイダンス施設等）の設置は原則認めないものとする。
工作物・土木構造物の設置・改修・除去	防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修や除去にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面浚渫・埋め立てなどの地形の改変	遺構の保存や復元を目的とする盛土等の地形の変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。ただし、公益上必要な日本橋川の川底浚渫等の現状変更は、遺構等に影響を及ぼさないと判断される場合には認める。
竹木の植栽	枅形地区-1内の新たな高木類の植栽は原則認めない。 法面保護等の地被類や低木等の植栽は、遺構の保存に影響がなく、かつ景観に配慮した場合は認める。
地下埋設物の設置、撤去	公共・公益上必要な地下埋設物の設置、撤去は、遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。
調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的が明確かつ、適切な範囲で実施される場合には、認めるものとする。 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを十分検討したうえで実施する場合は、認めるものとする。
その他史跡に影響を及ぼす行為	工作物の色彩・デザインの変更、草花の植栽等、遺構の保存に影響が無い行為でも、史跡の景観および環境に影響を及ぼす行為については、区所管課と事前協議を行う。

10 活用

史跡の価値を伝え、歴史性についての理解を促すことを主目的に、常盤橋公園内での展示・見学支援と各種の事業企画や刊行物及びデジタルコンテンツによる調査・研究成果の発信を軸として進める。

また、史跡の学びを必ずしも主目的としない訪問者、通行者も想定しながら、周辺の歴史ある街並みにふさわしい、居心地の良いパブリックスペースの形成を図る。史跡への親しみやにぎわいを醸成するため、市民団体や関連文化財の管理者等と連携し、各種のイベントの実施・招致に取り組むことも検討する。

(1) 展示・見学支援

現存する枡形石垣と常磐橋の遺構を顕在化、失われた遺構の再現や展示の方法の検討、枡形石垣と常磐橋の修理工事によって発生した旧材や発掘調査された遺物の現地での展示、公開について検討する。

また、枡形地区・常磐橋地区に視点場を設け、説明板を設置し、現地見学のサポートを図る。AR等デジタルコンテンツを活用した現地説明についても検討する。

(2) 居心地の良いパブリックスペースの形成

史跡の空間であることをさりげなく意識させるデザインを施し、昼夜を通じて居心地の良い空間形成を目指す。そのため、原則として立入りを開放する範囲をなるべく広くとれるよう整備や開発との調整をはかる。また、多方面から史跡内にアプローチできるように見通しの確保や歩行者配慮に取り組む。

(3) 調査・研究成果の発信

① 刊行物・総合的な展示解説による発信

■ 刊行物

常盤橋門跡について専門的に取り上げる刊行物を配備し、調査・研究成果を発信する。

- ・常盤橋門跡ガイドマップの制作・頒布
- ・史跡及び関連する埋蔵文化財の調査成果をまとめた年次刊行物の制作・頒布

■ インターネットの活用

- ・区ホームページまたは説明ページの充実化
- ・三次元測量モデルやVRなどを活用した非訪

問での史跡見学コンテンツの検討

■ 連携事業の企画による発信

- ・小学校社会科副読本への掲載
- ・現地解説、見学支援ツールの制作
- ・常盤橋門跡を含む文化財ウォークの実施
- ・常磐橋修理工事に関する映像記録の編集、貸出
- ・常盤橋門跡に関する講座・講演会や移動教室の実施
- ・文化財保護調査員と市民団体との連携による市民参加型のイベントや学習会の開催
- ・区内の大学や歴史学や都市デザイン等の関連分野の専攻過程を有する大学や研究機関との連携
- ・ウォーカブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実化



図12 枡形石垣のライトアップ



図13 常磐橋のライトアップ



図14 江戸城外堀ウォークの様子



図15 地域の歴史を知る講座の様子

11 整備

枅形石垣や常盤橋など史跡の本質的価値を守る保存のための整備と、歴史を学ぶ空間と居心地の良いパブリックスペースの両立を図ることを目的とする活用のための整備を行う。下図のようなゾーニングを行い、ゾーンの特性に併せて次のような整備方針を検討した。

(1) 枅形ゾーン

本質的価値を構成する要素である枅形石垣等の保存と顕在化を第一として整備を進める。

■保存のための整備

- ・南側石垣の南面側の法面削平部分の修復
- ・地下遺構に対する保存盛土
- ・将来的な石垣修理工事の実施

■活用のための整備

- ・枅形石垣を顕在化するための照明工事
- ・土系舗装による路面の再舗装
- ・見学視点場の整備（北側石垣北部の護岸付近、西側石垣表示部付近）
- ・AR等常盤橋門の往時のすがたを体感できる総合的な展示解説

(2) 常盤橋ゾーン

常盤橋及びその関連遺構の保存と顕在化を目

的として整備を進める。

■保存のための整備

- ・将来的な橋梁の長寿命化または修理工事の実施

■活用のための整備

- ・見学視点場の整備（左岸橋台周辺部親水テラス）
- ・常盤橋門木橋の再現についての検討（コンテンツ）

(3) 渋沢像周辺ゾーン

■保存のための整備

- ・パーゴラの修復
- ・東京市常盤橋公園入口門石の再設置または展示
- ・史跡銘板の再設置

■活用のための整備

- ・史跡との調和を意図した渋沢栄一像の照明工事
- ・震災復興橋梁・常盤橋の橋詰広場の復旧・再整備
- ・史跡にふさわしい植栽整備

(4) 多目的活用ゾーン

本地区は史跡の指定範囲外に位置するため、公園設備との共存をはかりながら、主として史跡の活用に関わる整備を行う。

- ・見学拠点となる施設（ガイダンス施設等）の整備
- ・出土遺物、旧材の保管場所の整備

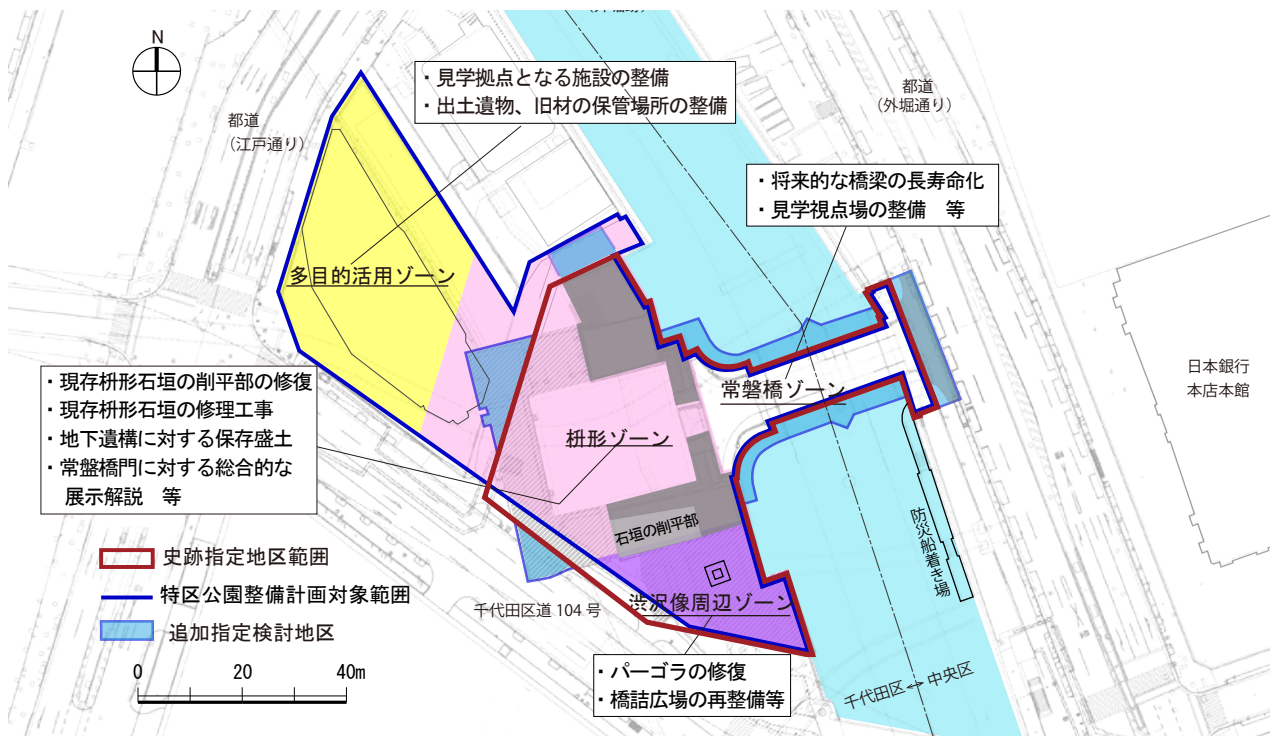


図 16 ゾーニング図

12 管理運営の体制づくり

常盤橋門跡の管理運営体制は、本計画策定後に実施予定の整備事業を念頭に置きながら、調査研究・保存管理のための体制と活用・整備のための体制を並立させることとする。各種施策の実施に際しては、2つの体制を適切にとりわけながら実施するものとする。

千代田区は、2つの体制の基本姿勢として、周辺施設の地権者や東京都または中央区の道

路、橋梁、河川、公園その他の管理部局とも情報共有し、連携を図るものとする。また、文化庁や東京都教育庁、その他有識者等の指導助言を得られる関係構築に努めるものとする。

また、各種施策の実施に際しては、広く市民等がその受益者となるよう幅広い対象者を想定し、市民団体や民間企業とも協力関係の構築を図るものとする

調査研究・保存管理のための体制

千代田区が実施する調査研究・保存管理事業は、文化財所管課が所管し、庁内外の関係部署と連携を取りながら実施するものとする。千代田区文化財所管課は、業務遂行にあたって必要な職員体制の整備に努める。専門職員は歴史学（近世・近代）、考古学、建築学等の専門知識を有する者を常時配置できるよう努めるものとする。

また、調査研究成果を生かしたイベントや講座などを開催し、市民参加を促すことに努める。

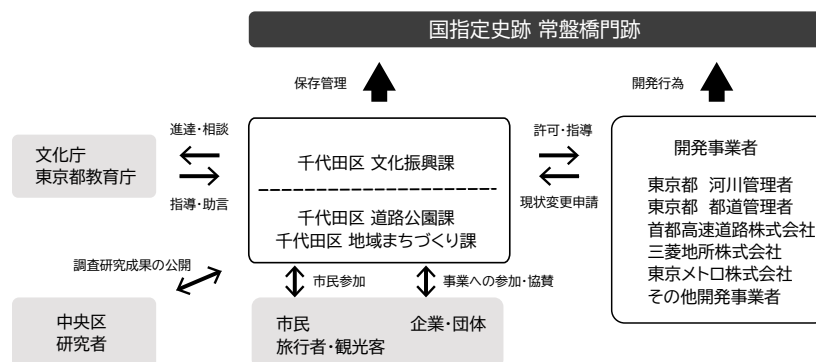


図 17 調査研究・保存管理のための体制模式図

活用・整備のための体制

千代田区が実施する活用・整備事業は、自ら設置している「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」へ諮問したうえで、事務局となっている文化財所管課・道路公園管理所管課・まちづくり所管課が役割分担しながら実施するものとする。ただし、この体制は同委員会が設置されている期間を想定したもので、同委員会が解散したのちの活用・整備の体制については、今後検討を進める。

また、すでに史跡指定地内外での開発・整備事業が計画されている三菱地所株式会社及び首都高速道路株式会社が実施する史跡の活用・整備事業についても、原則として「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」の指導を受けながら協議する。

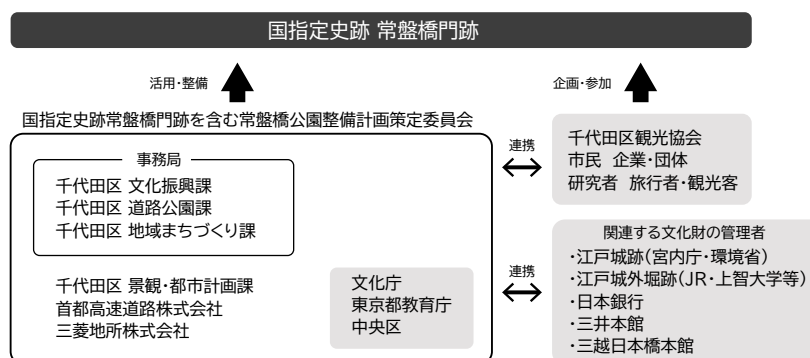


図 18 活用整備のための体制模式図

13 スケジュール

本計画では、下記の3つの時期を設定して各事業を進める。

- (1) 短期事業 …… 計画策定後から本格整備第1期終了までの期間
令和6年(2024) ~ 令和10年(2028)
- (2) 中期事業 …… 本格整備第1期終了後から本計画の改訂時期までの期間
令和11年(2029) ~ 令和15年(2033)
- (3) 長期事業 …… 本計画改訂以後から首都高地下化事業などが終了するまでの期間

表 施策の実施計画

項目	施策	実施期間		
		短期	中期	長期
保存	日常的な点検・維持管理	[Progress bar from Short to Long]		
	現変、き損・復旧への対応	[Progress bar from Short to Long]		
	枡形石垣の定点観測マニュアル作成	[Progress bar in Short]		
	枡形石垣の定点観測の実施	[Progress bar from Short to Long]		
	常磐橋の維持管理の実施	[Progress bar from Short to Long]		
	発掘調査(遺構の存否確認)		[Progress bar in Mid]	
	発掘調査(首都高影響範囲)	[Progress bar in Short]		
	史跡銘板の再設置	[Progress bar in Short]		
	地域と協働の維持管理の創出	[Progress bar in Short]		
	史跡の追加指定		[Progress bar in Mid]	
活用	ガイドマップの作成	[Progress bar in Short]		
	見学・学習支援コンテンツの作成		[Progress bar in Mid]	
	学校教育向けの事業展開	[Progress bar from Short to Long]		
	社会教育プログラムの事業展開	[Progress bar from Short to Long]		
	学術研究の誘致	[Progress bar from Short to Long]		
	ガイドの育成		[Progress bar in Mid]	
整備	公園設備の維持管理	[Progress bar from Short to Long]		
	展示工事の実施	[Progress bar in Short]		
	整備計画の策定	[Progress bar in Short]		
	本格整備(I期)の実施		[Progress bar in Mid]	
	本格整備(II期)の実施			[Progress bar in Long]
管理運営	エリアマネジメント体制の構築	[Progress bar in Short]		
	市民団体・民間企業との提携	[Progress bar in Short]		
	専門的な人材の確保・育成	[Progress bar from Short to Long]		

令和6年度予算編成方針

令和5年7月27日
区長 決 定

本年3月に策定した千代田区第4次基本構想の下では、区民等を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくため、分野別計画や、新たな課題等を踏まえて定めた中期的な方向性に基づき、各年度の取組みを推進することとしています。

区民の暮らしに未曾有の困難をもたらしたコロナ禍は、人々の価値観や行動様式に変化を生じさせました。このため、区がこれまで認識していた区民等のニーズが実態に即しているか今一度検証した上で、改めて諸課題に向き合い、克服に向けた取組みを進める必要があります。

大きな課題の一つである地球温暖化による気候変動は、区で活動する人々に多大な影響を及ぼすものです。このため、脱炭素社会の実現に向けた戦略的な施策の展開とともに、首都直下地震を含めたあらゆる災害に備えたまちづくりに取り組んでいかなければなりません。また、本区は区民の約9割がマンション等の集合住宅に居住していること等から、地域コミュニティの活性化が課題となっており、その関連施策を積極的に推進する必要があります。さらに、各種施策の展開に当たっては、多様性を認め合う社会づくりの視点を大切にし、かつ、人々の意識の変化に柔軟に対応していかなければなりません。

また、本区の人口は当分の間増加することが見込まれており、これによって生じる課題にもスピード感を持って対応する必要があります。一方、我が国全体では人口が減少しており、中でも急速に進行する少子化は、将来の区民生活に深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。このため、区は基礎的な地方公共団体として、育児にかかる様々な負担の軽減を図る等、安心して子育てができる環境を整備することが急務です。こうした取組みと併せて、高齢になっても心身ともに健康な生活を維持できるような取組みを推進し、区民のライフステージに応じた多角的な施策を展開していかなければなりません。

加えて、近年のデジタル化の加速により、デジタル技術の活用に対する気運は大きく高まってきています。デジタル技術をさらに活用し、行政サービスの一層の充実や地域のスマート化に向けた取組みを進展させるとともに、DXの推進を契機として、行政内部からも変革を行っていかなければなりません。

持続可能な行財政運営を推進していく必要がある中、今後増大するニーズに行政だけで対応し続けるには限界があります。このため、業務や執行体制の抜本的な見直し等、不断の内部努力と並行して、企業や大学等が集積する本区の優位性を最大限活用し、これらと協働することも必要です。

区は、こうした多方面の課題を克服すべく、積極果敢に挑戦し、どこよりも魅力のある活力みなぎるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

以上の認識の下、令和6年度予算は、以下の方針により編成することとします。

記

- ・ 第4次基本構想に掲げた将来像を実現するため、区民等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、社会の変化に応じた施策を積極的に展開すること。
- ・ 従来からの課題への施策を着実に進めるとともに、子ども・子育て支援策等、少子化対策にも寄与する施策について、基礎的な地方公共団体の役割を踏まえて多角的に展開すること。
- ・ デジタル技術の活用を推進し、区民の利便性向上やサービスの充実に資する施策を展開すること。
- ・ 持続可能な行財政運営を推進するため、デジタル化や企業・大学等との協働を含めて、業務を再構築し、執行体制の見直しを行うこと。

令和 5 年度都区財政調整 当初算定結果の概要

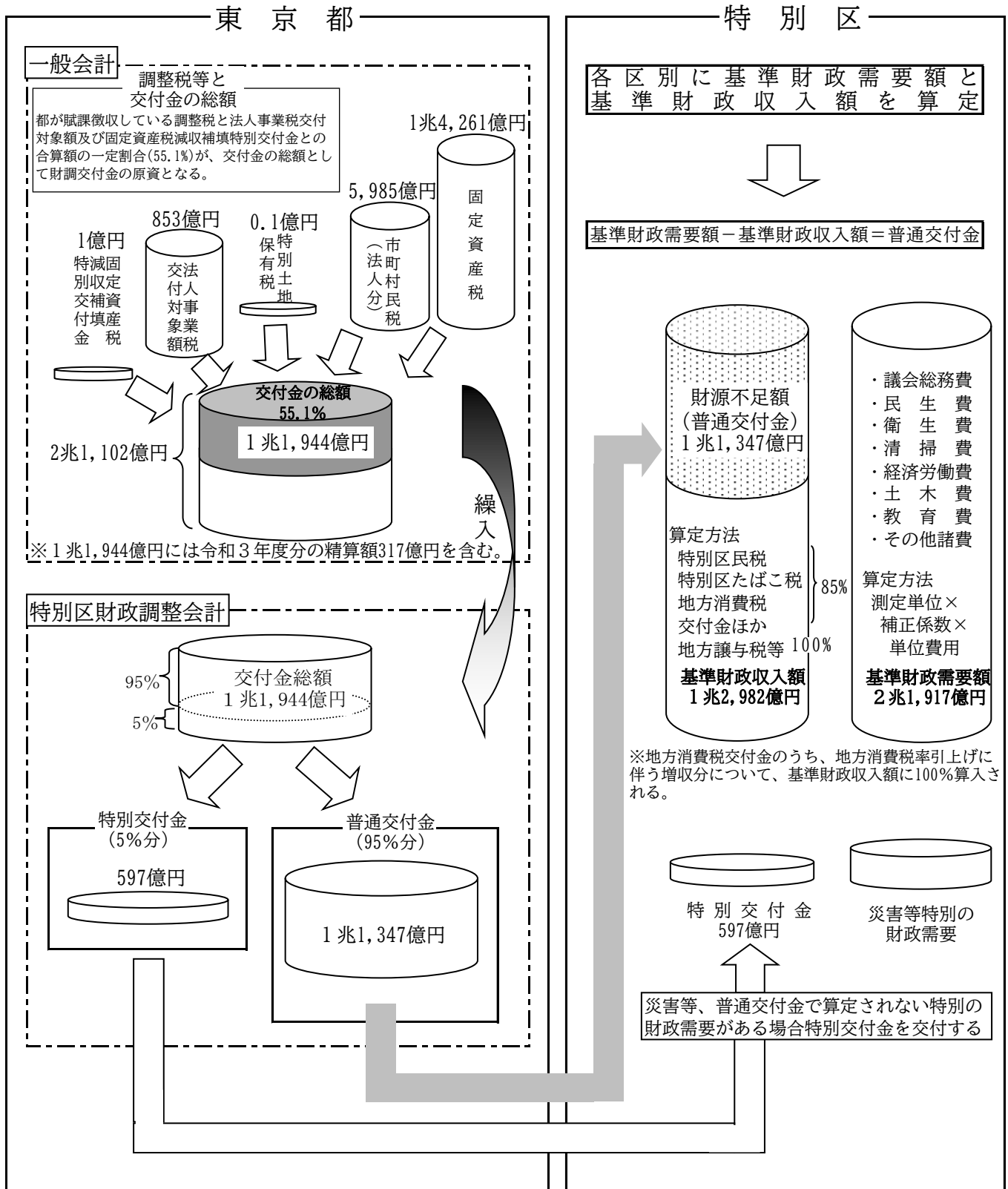
- 特別区に対する普通交付金の額は、9,194 億 56 百万円で、前年度比 942 億 43 百万円、9.3%の減
- 基準財政収入額は、1 兆 2,981 億 87 百万円で、前年度比 646 億 45 百万円、5.2%の増
- 基準財政需要額は、2 兆 1,916 億 57 百万円で、前年度比 403 億 50 百万円、1.8%の減

(単位:千円)

区名	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金
千代田区	27,618,702	28,444,005	825,303
中央区	38,710,913	53,984,449	15,273,536
港区	87,450,465	65,446,582	0
新宿区	57,528,403	79,441,443	21,913,040
文京区	38,777,966	55,911,305	17,133,339
台東区	28,124,227	52,278,842	24,154,615
墨田区	31,662,100	68,477,170	36,815,070
江東区	64,757,817	122,029,109	57,271,292
品川区	60,015,883	92,671,148	32,655,265
目黒区	48,565,167	61,123,480	12,558,313
大田区	90,239,106	154,163,249	63,924,143
世田谷区	135,501,121	179,894,709	44,393,588
渋谷区	58,301,390	54,319,859	0
中野区	41,070,579	73,514,867	32,444,288
杉並区	74,277,039	114,754,930	40,477,891
豊島区	39,243,598	66,513,918	27,270,320
北区	37,311,842	86,255,735	48,943,893
荒川区	22,359,595	58,663,142	36,303,547
板橋区	58,543,412	126,269,775	67,726,363
練馬区	80,670,606	163,135,179	82,464,573
足立区	64,926,442	160,404,970	95,478,528
葛飾区	43,732,296	113,128,646	69,396,350
江戸川区	68,797,894	160,830,614	92,032,720
合計	1,298,186,563	2,191,657,126	919,455,977

特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数値は、令和5年度当初算定に基づく)



※端数の調整により合計が合わない場合がある。

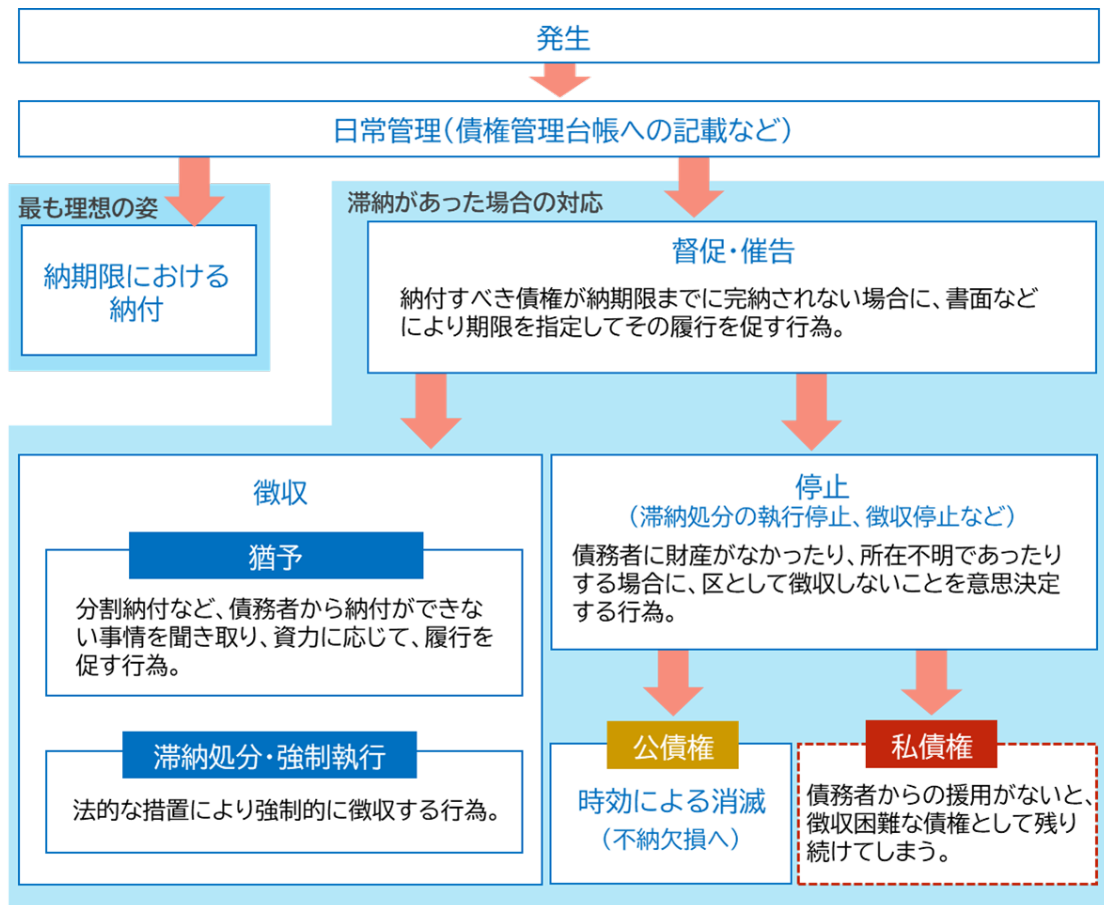
(仮称) 千代田区債権管理条例の制定について

1 趣旨

債権管理の適正化を図るため、次の取組を進めることを目的として条例を制定する。

- (1) 地方自治法その他の法令で規定されていない台帳の整備などの債権管理の手続について、条例により補足し、債権管理事務の統一性を図る。
- (2) 債権は、法令に基づき適切に徴収することが大原則である。一方、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、区がこれ以上徴収努力を行っても徴収困難な債権について、効率的な管理を行う観点から、条例に基づき債権放棄を行えるようにする。

2 債権管理の流れ



今後の取組み

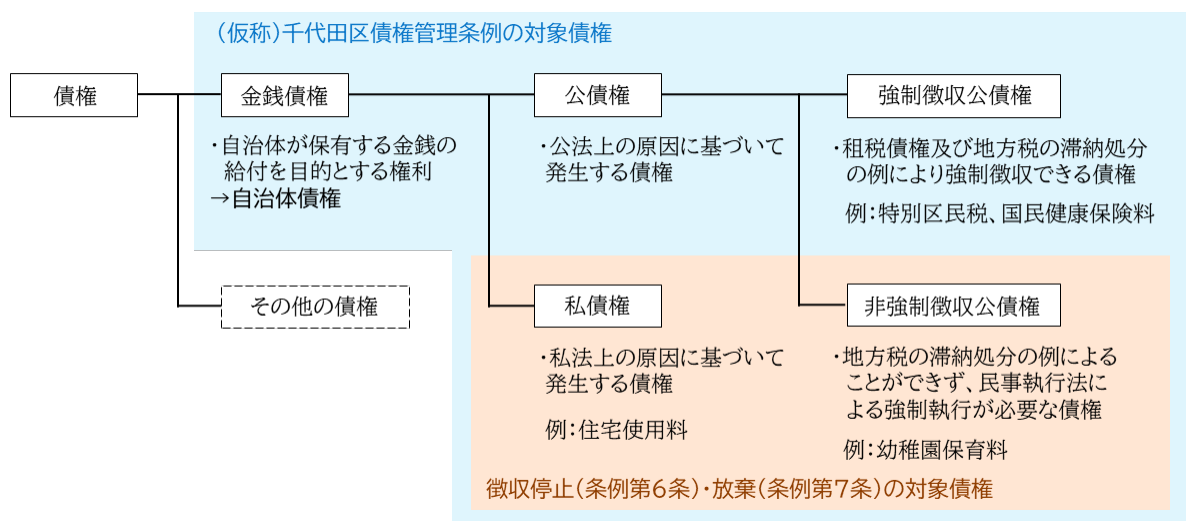
悪質滞納者に対する徴収強化
職員の知識やスキル向上に向けた取組を強化していくとともに、専門知識を有する弁護士への回収委託等により徴収に向けた取組を推進していく。

徴収できる見込みがない債権の整理
生活困窮、破産(個人・法人)、時効期間満了など徴収できる見込みがないものは債権放棄する。
債権管理条例の制定

3 条例の概要

(1) 対象

債権管理の適正化に向けた取組姿勢を対外的に示すとともに、職員の債権管理に関する意識啓発や動機付けを高めることを目的として全債権を対象とする。ただし、徴収停止（条例第6条）及び放棄（条例第7条）に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権を対象とする。



(2) 全体の構成及び内容

規則に定める事項を記載した債権管理台帳を整備することや地方自治法施行令に定めのない生活困窮を理由とした徴収停止規定を整備するとともに、放棄の要件を定める。

項目	概要	対象債権	
第1条	目的	この条例は、債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。	全債権
第2条	定義	「区の債権」など、用語の意義は、各号で定めるところによる。	全債権
第3条	法令等との関係	区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。	全債権
第4条	区長の責務	区長は、法令等の定めに従い、適切かつ効率的な区の債権の保全、取立て等に努めなければならない。	全債権
第5条	台帳の整備	区長は、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。	全債権
第6条	徴収停止	区長は、地方自治法施行令の規定によるほか、債務者が著しく生活困窮状態等である場合も徴収停止の手続きをとることができる。	非強制徴収公債権・私債権

項目		概要	対象債権
第7条	放棄	区長は、区の債権について、各号に定める要件に該当する場合には債権を放棄することができる。	非強制徴収公債権・私債権
第8条	委任	この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。	全債権

詳細は、別添「(仮称)千代田区債権管理条例(素案)」参照。

3 債権放棄について

次の1号から6号までの6項目の要件に限定して、債権を放棄することができることとする。

各要件	規定する理由
(第1号関係)生活困窮状態 債務者が著しい生活困窮状態であり、資力の回復が困難で当該債権について履行される見込みがないと認められるとき。	生活保護を受給している、又はこれに準ずる状態で、かつ将来収入や資産が増加する見込みが無い場合、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。 なお、当該規定による債権放棄により、生活困窮状態からの回復が図られ、長期的視点で納税等に結び付く効果も見込める。
(第2号関係)破産等 破産法その他の法令に規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。	債務者の破産事件が終結するなど債務を免れた場合、債務の履行を強制する手続がないことから、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。
(第3号関係)消滅時効の期間経過 私債権のうち、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。	私債権は、消滅時効期間が経過しても、債務者から消滅時効期間が経過した旨の主張がない限り、消滅の効果が発生しない。徴収努力を行ったにも関わらず、消滅時効期間が経過したものは、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。
(第4号関係)強制執行手続後の無資力 地方自治法施行令による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。	強制執行手続による法的手段を尽くした後、将来収入や資産が増加する見込みがないものは、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。

各要件	規定する理由
<p>(第5号関係) 徴収停止後の無資力 条例第6条(地方自治法施行令を含む。)による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。</p>	<p>徴収停止措置を行った後、所在不明の状態や、法人の事業休止の状態が相当期間続いているものは、その状態が解消される可能性が低いことから、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間を経過するまで、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第6号関係) 死亡、失踪等 債務者が死亡、失踪、行方不明又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。</p>	<p>債務者が死亡し、相続人がいない場合や国外へ転出した場合などは、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間を経過するまで、債権を保有し続ける実益がないため。</p>

4 施行日 公布の日

5 今後のスケジュール (予定)

- 9月5日 パブリックコメント開始 (9月19日まで実施)
- 10月 第3回区議会定例会 企画総務委員会・・・パブリックコメントの結果報告
- 11月 第4回区議会定例会 ……議案の上程

(仮称)千代田区債権管理条例素案

(目的)

- 1 千代田区(以下「区」といいます。)の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、その適正化を図ることを目的とします。

(定義)

- 2 債権を分類し、条例中の用語を定義します。
 - (1) 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第240条第4項第3号から第8号までに規定する債権を除く。)をいいます。
 - (2) 私債権 区の債権のうち、公債権(法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税(以下「地方税」といいます。)に係る債権をいいます。)以外のものをいいます。
 - (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権(法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税に係る債権)以外のものをいいます。
 - (4) 私債権等 区の債権のうち、私債権及び非強制徴収公債権をいいます。

(法令等との関係)

- 3 区の債権の管理に関する事務の処理について、法令又は条例若しくはこれに基づく規則に特別の定め(以下「法令等」といいます。)がある場合は、法令等の規定が優先することを定めます。

(区長の責務)

- 4 区長は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的に区の債権を管理する責務があることを定めます。

(台帳の整備)

- 5 区の債権を適正に管理するために、条例で台帳を整備することを定めます。

(徴収停止)

- 6 債務者が著しい生活困窮状態で回収困難な場合は、債権回収を停止できる事項を定めます。

(放棄)

- 7 私債権等について、今後、徴収が不能又は不相当と判断される場合には、債権を放棄することができるとを定めます。具体的な要件は、以下のとおりです。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあって、資力の回復が困難で履行される見込みがない場合
- (2) 破産法その他の法令の規定によりその責任を免れた場合
- (3) 消滅時効に係る時効期間が満了した場合
- (4) 強制執行の手続をとっても全額回収できず、債務者が無資力等の状態で完全に履行される見込みがない場合
- (5) 徴収停止の措置をとって、1年を経過しても、債務者が無資力等の状態で履行される見込みがない場合
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明等で履行される見込みがない場合

(委任)

- 8 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めることを規定します。

二七通り東地区歩道拡幅工事に係る入札状況について

政策経営部 契約課

- 1 工事場所
千代田区九段南四丁目 7 番先～千代田区三番町 30 番地先
- 2 工事概要
【施工概要】
昼夜間施工
施工延長 412m
【内容】
歩道の拡幅、バリアフリー化、歩道の保水性ブロック舗装、老朽化した車道舗装の打ち換え、街路灯の LED 化、横断防止柵の設置 等
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）
- 5 入札結果（8 月 22 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区九段北四丁目 2 番 38 号 常盤工業株式会社 代表取締役社長 齊藤 健	283,800,000 円

予定価格（事前公表） 322,293,400 円（税込）

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について

1. 工事概要

- ・工事場所 千代田区神田猿楽町1-1-1
- ・敷地面積 4,864.46㎡
- ・延べ面積 13,798.32㎡
- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上6階地下2階
- ・工事件名 【建 築】 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事
【電 気】 区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事
【空 調】 区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事
【給排水】 区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事
【昇降機】 区立お茶の水小学校・幼稚園改築昇降機設備工事
- ・工事工期 令和2年6月27日～令和5年12月15日限り
- ・請負者、契約金額
 - 【建 築】 戸田・不動・ムカイ建設共同企業体 6,898,804,000円
 - 【電 気】 八洲・尼崎建設共同企業体 719,917,000円
 - 【空 調】 日管・三辰建設共同企業体 714,747,000円
 - 【給排水】 五建・東洋建設共同企業体 698,104,000円
 - 【昇降機】 (株)日立ビルシステム 92,400,000円
 - 合計 9,123,972,000円

2. 変更項目・内容等

【建 築】

- ① 関係官公署による指導 …………… (4,021,000円)
 - ・昇降路区画壁の追加
 - ・区画部分の厨房建具の仕様変更
 - ・幼稚園更衣室間仕切りの設置
 - ・既存仮園舎給水管の撤去
- ② 現場詳細調査による変更 …………… (18,978,000円)
 - ・外部仮設足場下の鉄骨架台設置
 - ・南側塀及び防球ネットの仕様変更
- ③ 所管部の要望 …………… (5,095,000円)
 - ・校章・園章の新設
 - ・校舎出入口扉テンキーの設置
 - ・メディアスペース（図書室）可動間仕切りの設置
- ④ インフレスライドの対応 …………… (524,887,000円)
 - ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の運用

【電 気】

- ① 関係官公署による指導 …………… (1,102,000円)
 - ・非常放送設備音声ロムの追加

- ② 機器仕様変更 …………… (2,203,000 円)
 - ・ コージェネレーション発電機用幹線分岐盤の追加
- ③ 所管部の要望 …………… (7,794,000 円)
 - ・ 校庭照明の追加
 - ・ 通信ケーブルの仕様変更
- ④ インフレスライドの対応 …………… (37,169,000 円)
 - ・ 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項の運用

【空 調】

- ① 機器仕様変更 …………… (6,373,000 円)
 - ・ 空調機自動制御設備の仕様変更
- ② 所管部の要望 …………… (18,421,000 円)
 - ・ ガスヒートポンプ空調機遠隔監視器の追加
 - ・ 楽器庫の空調及び換気設備の仕様変更
 - ・ 給食調理室拡充用スペースの空調及び換気等設備の設置
- ③ インフレスライドの対応 …………… (25,564,000 円)
 - ・ 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項の運用

【給排水】

- ① 近隣への配慮 …………… (529,000 円)
 - ・ 防災用井戸設置位置の変更
- ② 機器仕様変更 …………… (12,825,000 円)
 - ・ コージェネレーション発電機の変更
- ③ 現場詳細調査による変更 …………… (17,280,000 円)
 - ・ 排水管経路の地中障害撤去及び公設柵の新設等
- ④ 中圧ガスの引き込み …………… (4,008,000 円)
 - ・ 中圧ガス引き込みにかかる工事費
- ⑤ 所管部要望 …………… (29,323,000 円)
 - ・ 給食調理室拡充用スペースへの厨房機器の設置
 - ・ 水栓器具等の変更
- ⑥ インフレスライドの対応 …………… (34,034,000 円)
 - ・ 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項の運用

【昇降機:変更なし】

3. 予定変更金額

【建 築】	7,451,785,000 円	(552,981,000 円増	8.0%)
【電 気】	768,185,000 円	(48,268,000 円増	6.7%)
【空 調】	765,105,000 円	(50,358,000 円増	7.0%)
【給排水】	796,103,000 円	(97,999,000 円増	14.0%)
【昇降機】	92,400,000 円	変更なし	
合計	9,873,578,000 円	(749,606,000 円増	8.2%)

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

政策経営部 契約課

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当 初	当初予算	契約議案 着			5/31	
第1回 変更			契約変更議案		9/29	
第2回 変更				専決報告	12/15	
第3回 変更					契約予定 変更議案 12/15	竣工予定 12/15

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
戸田・不動・ムカイ建設共同企業体
代表者 東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介

4. 契約見込金額	当 初	6,461,294,400 円	(令和2年2定議決)
	第1回	6,847,159,000 円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	385,864,600 円	6.0%増
	第2回	6,898,804,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	51,645,000 円	0.8%増
	第3回	7,451,785,000 円	(令和5年3定議案予定)
	増減額	552,981,000 円	8.0%増

5. 契約期間

当 初 契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回 契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回 工期変更なし

6. 変更内容

- (1)関係官公署指導による増額
- (2)現場詳細調査による変更の増額
- (3)校章・園章の新設等による増額
- (4)スライド条項適用による増額 等

区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について

政策経営部 契約課

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当 初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回 変更			専決報告		9/29	
第2回 変更				専決報告	12/15	竣工予定
第3回 変更					12/15	竣工予定 契約変更議案

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都千代田区神田佐久間河岸84号地サンユウビル
八洲・尼崎建設共同企業体
代表者 株式会社八洲電業社 東京支店
執行役員 東京支店長 岩瀬 壮一

4. 契約見込金額	当 初	698,819,000 円	
	第1回	713,658,000 円	(令和3年第2回臨時会専決報告)
	増減額	14,839,000 円	2.1%増
	第2回	719,917,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	6,259,000 円	0.9%増
	第3回	768,185,000 円	(令和5年3定議案予定)
	増減額	48,268,000 円	6.7%増

5. 契約期間

当 初	契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回	契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回	工期変更なし

6. 変更内容

- (1)関係官公署指導による増額
- (2)機器仕様変更による増額
- (3)校庭照明の追加等による増額
- (4)スライド条項適用による増額 等

区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について

政策経営部 契約課

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当 初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回 変更			専決報告			9/29
第2回 変更				専決報告		12/15 竣工予定
第3回 変更						12/15 竣工予定 契約変更議案 予定

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋四丁目2番1号

日管・三辰建設共同企業体
代表者 日管株式会社 東京支店
支店長 中野 孝洋

4. 契約見込金額	当 初	684,541,000 円	
	第1回	700,634,000 円	(令和3年第2回臨時会専決報告)
	増減額	16,093,000 円	2.4%増
	第2回	714,747,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	14,113,000 円	2.0%増
	第3回	765,105,000 円	(令和5年3定議案予定)
	増減額	50,358,000 円	7.0%増

5. 契約期間

当 初	契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回	契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回	工期変更なし

6. 変更内容

- (1)機器仕様変更による増額
- (2)ガスヒートポンプ空調機等追加による増額
- (3)スライド条項適用による増額 等

区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事について

政策経営部 契約課

1. 経過

年月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回変更			専決報告		9/29	
第2回変更				専決報告	12/15 竣工予定	
第3回変更					12/15 竣工予定 契約変更議案 予定	

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都千代田区内神田一丁目16番3号
五建・東洋建設共同企業体
代表者 五建工業株式会社 東京支店
取締役支店長 宇賀 亘

4. 契約見込金額	当初	668,800,000 円	
	第1回	688,787,000 円	(令和3年第2回臨時会専決報告)
	増減額	19,987,000 円	3.0%増
	第2回	698,104,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	9,317,000 円	1.4%増
	第3回	796,103,000 円	(令和5年3定議案予定)
	増減額	97,999,000 円	14.0%増

5. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回	契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回	工期変更なし

6. 変更内容

- (1) 近隣への配慮による増額
- (2) 機器仕様変更による増額
- (3) 現場詳細調査による増額
- (4) 工事負担金（中圧ガス）による増額
- (5) 給食調理室拡充用スペースへの厨房機器設置等による増額
- (6) スライド条項適用による増額 等